

市町村合併問題とこれからの留萌

合併協議の収束

留萌市・小平町・増毛町の3市町は、平成15年10月から平成17年1月まで、合併協議会を設置し、合併した場合の新しい市の将来構想やまちづくり計画を策定し、また320項目にわたる行政の事務事業の統合について検討してきました。この間、ほとんどの項目は協議が終了しましたが、「新市の名称」と「議会のあり方」など4項目は調整がつかず今日を迎えました。



新市の名称は、専門の小委員会で「公募」が決まりましたが、公

募に当たって「現在の3つの市町名を入れるかどうか」で議論が分かれたまま、現在に至りました。議会のあり方は、専門の小委員会で、「定数は法律の定める上限の26名」としましたが、「選挙区を設置し、各選挙区の定数は、留萌13人、増毛7人、小平6人」という意見と「選挙区を設けない」という意見が出され、意見の一致をみる事ができませんでした。人口減少と少子高齢化など社会構造の変化や地方分権に対応するため、留萌市は「市町村合併は避けられない」と判断していました。平成17年1月12日の合併協議会で、「合併特例法による合併の期日（平成17年3月までに議決し、知事に申請）までに、合併の協議をまとめるのは難しい」という小平町、増毛町の意思を尊重し、留萌南部三市町合併協議会を解散するという結論に至りました。

地方分権と留萌地域

市町村合併は、それぞれの自治体が独自にどこまでやっていけるのかを比べながら、時間をかけてみんなで考え、「互いの地域のために合併しよう」という機運の盛り上がりが必要です。

小平町・増毛町の基本的な気持ちは、留萌市の財政危機という不安感が非常に強く、感情的には合併まで行き着かなかったと思われ

ます。確かに、留萌市は、留萌南部地域の唯一の市として中心になるべき立場から、市立病院や美サイクル館などを単独で作り、それが大きな財政負担になってきています。ほかの地域では、そうした施設を周辺の町村といっしょに建設した例はありますが、留萌の場合、留萌市がすべて単独で設置したのは、そうすることがただ一つの市

としての果たすべき責任だと思っただけです。

ご存知のように、小泉内閣は、三位一体改革や権限の委譲で、地方分権の時代にふさわしい、行財政の新しい仕組みを作ろうとしています。中央省庁は権限や財源を離そうとせず、改革はスムーズには進んでいません。

今後、市町村の収入の大きな割合を占める地方交付税が今以上に削減され、それに見合う税財源の委譲が進まない場合、各市町村は自治体運営に必要な財源を確保できなくなる可能性があります。そのときに、この地域全体としてどう協力し、この地域のまちづくりをどう進めていくのかを、留萌市は唯一の市として、考える責任があります。

留萌市のこれから

これからは、次の視点にたった市政運営が必要です。

- ① 厳しい財政状況を乗り越えるための効率的な行政運営
- ② 地方分権の受け皿として、自主自立した経営能力のある市役所づくり
- ③ 人口減少・少子高齢社会を目前に、市町村の枠組みを越えた広域的な行政運営



留萌市では、これまでも行財政改革や事務事業評価などで、市役所の仕事を見直し、必要最低限の経費で最大のサービスを提供できるように努力してきました。そもそも行政の仕事は、個人や企業にはできない公共的なサービスを、みんなが出し合う税金で賄うものです。しかし、その行政の運営資金となる税収は、年々減少し、長い間に、行政サービスの範囲が広がり、内容も過剰になり、収入の足りない分を借金で賄うようになってきました。この行政サービスの範囲と程度

を見直すことが必要です。

その結果、行政の役割ではなくなった仕事は、民間企業やNPO、町内会、市民個人が行い、その経費はサービスを受ける個人が負担することになります。

そして、最低限、市役所が公共サービスとして行わなければならない仕事だけを、財政の収支の状況をみながら、効果や成果を見極め、優先度を付けて実施する。そうして、ぎりぎりまで切り詰め、それでも収入が足りないときは、税や料金の見直しが必要になります。

これからは、各自治体が自分のまちを経営する時代です。それは、そのまちに住む人たちの意思と資金と汗で、自分のまちを運営するということです。

留萌市では、平成17年度から、そういった考え方を取り入れ、「協働と自立」の行政運営に取り組めます。これまで国がリーダーシップを発揮し社会を運営していた時代から、各自治体の営みの積み重ねが社会全体の運営につながる時代に変わっていくからです。

こうした留萌市の基本姿勢について、市民のみなさんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

企画調整グループ ☎42・1809

留萌南部三市町合併協議会の主な経過

H15年	10月1日	任意協議会設立
	平成16年7月までの間に10回の協議会を開催	
H16年	4月末	新市将来構想策定 同概要版を3市町の全戸に配布
	5～6月	3市町で各々住民説明会開催（留萌市は8地区8回）
	6月	留萌南部地域の将来を考える住民意識調査実施
	7月1日	法定協議会設立
	7月5日	第1回協議会
		新市まちづくり計画策定小委員会設置（新市将来構想、新市建設計画）／議会議員等の任期及び定数検討小委員会設置（議会議員の任期・定数、農業委員会委員の任期・定数）
		／地域審議会検討小委員会設置（地域審議会）
	7月27日	第2回協議会
		地方税、窓口サービス、教育など
	8月9日	第3回協議会
		財産・債務、使用料・手数料、福祉、病院、ごみなど／地域自治組織検討小委員会設置（地域自治組織）
	8月30日	第4回協議会
		国民健康保険、介護保険、上水道など
	9月21日	第5回協議会
		合併の方式・期日、職員的身分など／基本項目検討小委員会設置（新市の名称、事務所的位置）
	10月1日	第6回協議会
		特別職の身分、条例規則、町字名など
	10月15日	第7回協議会
		組織・機構、新市建設計画など
	11月1日	第8回協議会
		地域審議会、地域自治組織など
	11月16日	第9回協議会
		電算システム、情報化など
	12月	新しいまちづくりの姿発行（3市町全戸に配布）
		3市町で各々住民説明会開催（留萌市は1カ所1回）
H17年	1月12日	第10回協議会
		協議会の解散を決定
	1月21日	3市町の議会で協議会の廃止を議決
	1月下旬	北海道知事に協議会廃止を届け出（予定）
	2月28日	留萌南部三市町合併協議会廃止（予定）